



教育長 エッセイ

教育長 宮下 和己

「第3期教育振興基本計画」 を策定しています

「教育振興基本計画」とは、改正された教育基本法(平成18年法律第120号)に基づき策定するもので、第17条第1項に、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。」とされています。教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、今後5年間に取り組むべき

施策を総合的・計画的に推進するというもので、政府として平成20年度から5年ごとに策定されています。

平成30年度から始まる第3期の基本的な方針は、2030年以降の社会の変化を見据えた課題等へ対応していくため、「1 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」「3 生涯学び、活躍できる環境を整える」「4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」「5 教育政策推進のための基盤を整備する」としています。また、教育投資の充実・教育財源の確保が課題となっていますが、期待したいと思います。

一方、地方では、教育基本法第17条第2項で「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされていることから、全国の多くの地方自治体ではこれにしたがって策定しています。本県においても平

成21年度から第1期、平成26年度から第2期、そして1年前倒しで平成30年度からの第3期教育振興基本計画を策定しています。県長期総合計画を着実に実現するとともに、より幅広い教育分野について具体的に進めていきます。

また、計画通りに進んでいるかどうかを確認するため、毎年点検評価を行い公表し、翌年度以降の施策に生かします。さらに、今の時代は「dog year(成長の速いイヌにとつての1年は人間の7年に相当する)」とたとえられるくらい、技術革新など変化の激しい社会ですから、計画は今後5年間に推進すべき具体的な取り組みについて示すものですが、特に必要が生じた場合は、計画の見直しも視野に入れておかなければなりません。

教育における不易の部分を大切にしつつ、今必要とされる流行の部分にも果敢に取り組んでまいります。第3期和歌山県教育振興基本計画は、4月以降ホームページ等に掲載しますので、保護者、県民の皆さん方にも、是非ともお読みいただき、和歌山のこれからの教育についてご理解とご協力をお願いします。

「高校生のための和歌山未来塾」を開催

様々な分野の第一線で活躍する方を講師として招き、高校生を

対象とした教育講演会を行うことによって、ふるさとの豊かな自然・文化に愛着や誇りをもつ態度を養うとともに、科学技術等に対する興味・関心を高め、国際社会の中で豊かに生きる力を育成しています。講演会では、質疑応答の時間等、講師の方と生徒が直接交流する機会も設けています。



	日	曜	講師	演題	会場
第1回	7/17	月・祝	坂本 すが 日本看護協会前会長	何故か、こうなった ～あいまいな決め方～	和歌山市(ホテルアパローム紀の国)
第2回	9/24	日	貝谷 郁子 料理研究家	和食って何だろう ～海外の料理と比べると見えてくる日本の食文化、和歌山の食文化～	田辺市(ガーデンホテルハナヨ)
第3回	11/12	日	奥村 公宏 東京大学宇宙線研究所准教授	「見えないもの」で探る宇宙の謎	和歌山市(プラザホープ)
第4回	12/16	土	田中 章二 和歌山県体操協会理事長	「意思をもって道をつくる」～夢をあきらめない～	新宮市(新宮商工会議所)
第5回	2/11	日	山本 典正 平和酒造株式会社代表取締役専務	「ものづくりの理想郷」～日本酒業界で今、起きていること～	海南市(海南保健福祉センター)

「子供の頃の夢や憧れをどのようにして実現させたのか」「探究し続けることの意味や面白さ」「ふるさと和歌山のよさ」「自分の未来像を描き、夢・希望について真剣に考えることの大切さ」など講師先生からお話いただきました。

参加した高校生は、講師先生から熱いメッセージをいただき、自分の夢を実現するために頑張ろうという気持ちになりました。

平成30年度和歌山県修学奨励金(奨学金)貸与者募集

和歌山県では、経済的な理由により高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程)での修学が困難な者に対して、その修学に要する経費の一部を貸与する制度を実施しています。

【募集期間】平成30年4月16日(月)～平成30年5月31日(木)

【対象者(次のすべてに該当する者)】

- ①高等学校等に在学していること
 - ②本人の生計を主として維持する者が、県内に住所を有していること
 - ③世帯全員の年間収入額(税込)が県規則の貸与基準額以下であること
 - ④日本学生支援機構の学資貸与金、母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金、和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金並びに生活福祉資金貸付金の教育支援費(いずれも月額貸与)の貸与を受けていないこと
- ※県外の高等学校等に通われていても、上記に該当する場合は貸与できます。

【貸与月額】
(無利息)

	国公立	私立
自宅通学	18,000円	30,000円
自宅外通学	23,000円	35,000円

【貸与時期】
(予定)

1回目(4～7月分)	2回目(8～11月分)	3回目(12～3月分)
7月中旬以降	11月末日	3月末日

【返 還】

貸与期間終了後10年以内

※納期限内に納入がない場合は、年率10.95%の延滞金がかかります。

問い合わせ

県内の高等学校等の奨学金事務担当者、又は和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学学班(☎073-441-3728)

ホームページにも制度の概要を掲載しています。

[和歌山県修学奨励金](#)

[検索](#)

和歌山県教育委員会事務局 総務課

〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地
TEL.073(441)3641 FAX.073(432)4517

和歌山県教育委員会では、今回紹介した内容以外にも、様々な取り組みを行っています。詳しくは、和歌山県教育委員会のホームページをご覧ください。
また、皆さまのご意見・ご要望をお待ちしています。

[和歌山県教育委員会](#)

[検索](#)

